

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、同令に基づき本市が定める危険物施設の設置許可申請等に係る手数料の額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第2号イ（ウ）中「530,000円」を「570,000円」に改め、同号イ（エ）a中「830,000円」を「880,000円」に、同号イ（エ）b中「1,010,000円」を「1,070,000円」に、同号イ（エ）c中「1,120,000円」を「1,200,000円」に、同号イ（エ）d中「1,420,000円」を「1,520,000円」に、同号イ（エ）e中「1,660,000円」を「1,780,000円」に、同号イ（エ）f中「3,880,000円」を「4,070,000円」に、同号イ（エ）g中「5,100,000円」を「5,340,000円」に、同号イ（エ）h中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同号イ（オ）a中「5,750,000円」を「5,930,000円」に、同号イ（オ）b中「7,250,000円」を「7,470,000円」に、同号イ（オ）c中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同項第7号ウ（ア）中「410,000円」を「420,000円」に、同号ウ（イ）中「540,000円」を「560,000円」に、同号ウ（ウ）中「700,000円」を「730,000円」に、同号ウ（エ）中「920,000円」を「960,000円」に、同号ウ（オ）中「1,040,000円」を「1,090,000円」に、同号ウ（カ）中「1,600,000円」を「1,660,000円」に、同号ウ（キ）中「1,820,000円」を「1,900,000円」に、同号ウ（ク）中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同号エ（ア）中「490,000円」を「530,000円」に、同号エ（イ）中「630,000円」を「680,000円」に、同号エ（ウ）中「990,000円」を「1,030,000円」に、同号エ（エ）中「1,310,000円」を「1,410,000円」に、同号エ（オ）中「1,720,000円」を「1,780,000円」に、同号エ（カ）中「3,320,000円」を「3,430,000円」に、同号エ（キ）中

「4,060,000円」を「4,190,000円」に、同号エ(ク)中  
「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同号オ(ア)  
中「9,100,000円」を「9,320,000円」に、同号オ(イ)中  
「12,400,000円」を「12,600,000円」に、同号オ(ウ)  
中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同項第  
9号ア(ア)中「310,000円」を「320,000円」に、同号ア(イ)  
中「430,000円」を「460,000円」に、同号ア(ウ)中  
「720,000円」を「750,000円」に、同号ア(エ)中  
「960,000円」を「1,020,000円」に、同号ア(オ)中  
「1,210,000円」を「1,300,000円」に、同号ア(カ)中  
「2,950,000円」を「3,150,000円」に、同号ア(キ)中  
「3,620,000円」を「3,870,000円」に、同号ア(ク)中  
「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同号イ(ア)  
中「2,660,000円」を「2,690,000円」に、同号イ(イ)中  
「3,190,000円」を「3,230,000円」に、同号イ(ウ)中  
「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第12号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 危険物施設の設置許可申請手数料</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 貯蔵所</p> <p>(ア)・(イ) （略）</p> <p>(ウ) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。） 1件につき <u>570,000円</u></p> <p>(エ) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）</p> <p>a 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>880,000円</u></p> <p>b 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,070,000円</u></p> <p>c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 消防法（昭和23年法律第186号）関係手数料</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 危険物施設の設置許可申請手数料</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 貯蔵所</p> <p>(ア)・(イ) （略）</p> <p>(ウ) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。） 1件につき <u>530,000円</u></p> <p>(エ) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）</p> <p>a 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>830,000円</u></p> <p>b 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,010,000円</u></p> <p>c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル</p>

以上50,000キロリットル未満のもの

1件につき 1,200,000円

d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの

1件につき 1,520,000円

e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの

1件につき 1,780,000円

f 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの

1件につき 4,070,000円

g 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの

1件につき 5,340,000円

h 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1件につき 6,490,000円

(オ) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

a 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの 1件につき 5,930,000円

b 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの

1件につき 7,470,000円

以上50,000キロリットル未満のもの

1件につき 1,120,000円

d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの

1件につき 1,420,000円

e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの

1件につき 1,660,000円

f 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの

1件につき 3,880,000円

g 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの

1件につき 5,100,000円

h 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1件につき 6,290,000円

(オ) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

a 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの 1件につき 5,750,000円

b 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの

1件につき 7,250,000円

c 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1件につき 10,900,000円

(カ)－(サ) (略)

ウ (略)

(3)－(6) (略)

(7) 危険物施設の設置の完成検査前検査申請手数料

ア・イ (略)

ウ 基礎・地盤検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 420,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 560,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 730,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 960,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク

c 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1件につき 10,700,000円

(カ)－(サ) (略)

ウ (略)

(3)－(6) (略)

(7) 危険物施設の設置の完成検査前検査申請手数料

ア・イ (略)

ウ 基礎・地盤検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 410,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 540,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 700,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 920,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 1件につき 1,090,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 1件につき 1,660,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 1件につき 1,900,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき 2,120,000円

エ 溶接部検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき 530,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき 680,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき 1,030,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯

貯蔵所 1件につき 1,040,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 1件につき 1,600,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク

貯蔵所 1件につき 1,820,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき 2,030,000円

エ 溶接部検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき 490,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき 630,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所

1件につき 990,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯

蔵所 1件につき 1,410,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,780,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 3,430,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 4,190,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所  
1件につき 4,800,000円

オ 岩盤タンク検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所  
1件につき 9,320,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき 12,600,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所

蔵所 1件につき 1,310,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 1,720,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 3,320,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1件につき 4,060,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所  
1件につき 4,650,000円

オ 岩盤タンク検査

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所  
1件につき 9,100,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1件につき 12,400,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所

1件につき 17,300,000円

(8) (略)

(9) 保安検査手数料

ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの

1件につき 320,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの

1件につき 460,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの

1件につき 750,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの

1件につき 1,020,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの

1件につき 1,300,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの

1件につき 17,000,000円

(8) (略)

(9) 保安検査手数料

ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの

1件につき 310,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの

1件につき 430,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの

1件につき 720,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの

1件につき 960,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの

1件につき 1,210,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの

1 件につき 3, 150, 000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの

1 件につき 3, 870, 000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1 件につき 4, 460, 000円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの

1 件につき 2, 690, 000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの

1 件につき 3, 230, 000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1 件につき 4, 830, 000円

ウ (略)

3-5 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

1 件につき 2, 950, 000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの

1 件につき 3, 620, 000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1 件につき 4, 170, 000円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの

1 件につき 2, 660, 000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの

1 件につき 3, 190, 000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 1 件につき 4, 790, 000円

ウ (略)

3-5 (略)